

凍結精子の保存延長申請・廃棄申請方法

保険適用で精子凍結をされた方

保険適用による精子の凍結保存は、精子凍結保存管理料算定日（精子凍結を開始した日）または精子凍結保存維持管理料算定日（以前から凍結してある精子を新たに延長して保存を開始する日）から起算して1年間となっています。保存期限を超えて保存の延長を希望される場合は1年ごとに更新手続きが必要です。

凍結保存期限日までに所定の手続きを必ず行ってください。なお凍結保存期限日において、妻またはパートナーが保険適用での不妊治療を行っている方は、保険適用での手続きができます。

ただし、妊娠やその他の理由によって妻またはパートナーの不妊症にかかる治療が中断されたあとも精子凍結保存の継続を希望される方は、自費負担での更新となります。

保険適用外で精子凍結をされた方

保存延長手続きは自費になります。保存期限を超えて保存の延長を希望される場合は6ヶ月または1年ごとに更新手続きが必要です。凍結保存期限日までに所定の手続きを必ず行ってください。

凍結保存期限のお知らせや、期限が切れた際の意味確認の連絡は基本的にはいたしません。保存延長の手続きが完了しましたら、次の保存期限のお知らせを郵送またはご来院時にお渡しいたしますので、ご自身で期限日の管理をお願いします。不注意により手続きをお忘れになった場合は、凍結保存期限延長の意思がないと判断し、廃棄処分いたします。ご了承ください。

凍結保存期限日はリマインダーやカレンダーにメモされるなど、決してお忘れにならないようご注意ください。

延長手続きは保存期限日の2ヶ月前から可能です。融解を行う日が凍結保存期限日を1日でも過ぎる場合は延長費用が発生します。

なお、SMS等でご連絡させていただくことがございます。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

凍結期限延長を希望される場合

「凍結胚保存期限延長同意書」をクリニックのホームページよりダウンロードし、署名の上、提出し費用をお支払いください。

延長手続きをされた方には新しい保存期限のお知らせをお渡しいたします。

保険適用で延長手続きをされた方には窓口でお渡しいたします。保険適用外で延長手続きをされた方には郵送いたします。電話連絡はいたしませんので、ご自身で保存期限日の管理をお願いします。

治療の状況によっては、保険診療または自費診療となり、延長費用が異なりますので事前に必ずお電話または受診時にご確認ください。

保険適用の方（妻またはパートナーが保険適用での不妊治療を行っている方）

凍結保存延長費用

精子凍結保存維持管理料（1年）700点（窓口ご負担額 2,100円）

手続き方法

クリニックへの受診が必要

以下の全てをお持ちください。

- (1) 「凍結精子保存期限延長同意書」
- (2) 費用 2,100円 + 保険診療費
- (3) 保険証（忘れた場合は一旦全額自費負担）

保険適用にならない方（上記以外の方、自費で凍結された方）

凍結保存延長費用

精子凍結保存延長（1年） 34,100円（手数料込み） } どちらかお選びください。
（6カ月） 17,600円（手数料込み） }

手続き方法（①または②のいずれか）

①クリニックに来院し手続き

以下の全てをお持ちください。

- (1) 「凍結精子保存期限延長同意書」
- (2) 費用

②クリニックに来院せずに手続き

「凍結胚保存期限延長同意書」を郵送し同時に、費用を下記指定口座に振り込んでください。

関西みらい銀行 長居支店

普通預金 No. 0423566

医療法人すばる会 岡本クリニック

※振込人名義は「診察券番号 氏名 ホゾン」としてください。

例) 岡本太郎 ⇒ 12345 オカモトタロウ ホゾン

※振込み手数料は各自ご負担下さい。

※振込明細書を領収書としてご利用下さい。当院では発行できません。

廃棄を希望される場合

「凍結精子廃棄同意書」をクリニックのホームページよりダウンロードし、署名の上、郵送または来院にて提出してください。